

業 務 委 託 契 約 約 款

(総則)

第1条 受注者は、速やかに着手届を提出し、別冊仕様書及び図面等に基づき頭書契約金額をもって、頭書履行期限までに、委託業務を完了しなければならない。

2 前項の仕様書及び図面等に明記されていない事項については、発注者と受注者との協議のうえ定める。

(一括再委託の禁止)

第2条 受注者は、この契約の全部又は一部を、一括して第三者に委任、委託又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ文書をもって発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者は、当該業務を履行している再委託先の行為について、発注者に対して全ての責任を負うものとする。

(監督員)

第3条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、仕様書及び図面等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の業務責任者に対する業務に関する指示

(2) この約款及び仕様書及び図面等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議

(4) 業務の進捗の確認、仕様書及び図面等の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の監督

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 第1項の規定により、発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める指示等は、仕様書及び図面等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(業務責任者)

第4条 受注者は、業務の履行上の管理を行う業務責任者を定め、この契約締結後速やかに、その氏名、その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 受注者又は業務責任者は、この契約の履行に関し、発注者の指示に従い、業務の運営管理、現場の取締り、その他この業務の実施に関する一切の事項を処理しなければならない。

(委託業務の調査等)

第5条 発注者は、必要と認めるときは委託業務の処理状況を調査し、又は受注者に対し報告を求めることができる。

(仕様書等不適合の場合の修正義務)

第6条 受注者は、委託業務が仕様書又は図面等に適合しない場合において、発注者がその修正を求めたときは、受注者はこれに応じなければならない。この場合において、そのために契約金額を増額し、又は履行期限を延長することはできない。

(業務内容の変更)

第7条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、委託業務を一時中止し、又は履行期限の伸縮をすることができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者との協議のうえ書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が著しい損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は発注者と受注者との協議のうえ定める。

(期限の延長)

第8条 受注者は、天災地変その他自己の責任によらない理由により、履行期限までに委託業務を完了することができないときは、遅滞なくその理由を付して、履行期限の延長を求めることができる。

(経済事情の激変等による契約金額の変更)

第9条 履行期限内に経済事情の激変又は予期することのできない理由により契約金額が著しく不適

当であると認められるときは、実情を調査し、発注者と受注者との協議のうえ契約金額を変更することができる。

(管理義務)

第 10 条 受注者は、委託業務の施行上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が発注者の責めに帰する理由による場合においては、この限りではない。

(検査及び引き渡し)

第 11 条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく完了届を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の完了届を受理したときは、その日から 10 日以内に、受注者立ち会いの上、業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 受注者は、契約期間内に業務の履行を完了した部分について、仕様書等に別途支払期が定められているときは、当該支払期における履行の完了について書面により発注者に通知しなければならない。

4 発注者は、前項の書面を受理したときは、その日から 10 日以内に、受注者立ち会いの上、前項の確認をするための検査を行わなければならない。

5 第 2 項又は前項の検査の結果、不合格となり補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。

(契約金額の支払い)

第 12 条 受注者は、前条第 2 項の規定による検査に合格し引き渡しを終了したときは、所定の手続きに従って契約金額の支払いを請求するものとする。ただし、発注者が必要と認めるときは全額又は分割して前払いすることができる。

2 受注者は、前項の規定にかかわらず、契約期間内に業務の履行を完了した部分について、仕様書等に別途支払期が定められている場合において前条第 4 項の検査に合格したときは、所定の手続きに従って契約金額の支払いを請求するものとする。

3 発注者は、第 1 項又は前項の適法な請求書を受理したときは、その日から 30 日以内に契約金額を支払うものとし、契約保証金がある場合は還付する。

(発注者の任意解除権)

第 13 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第 15 条、第 15 条の 2 第 1 項及び第 15 条の 4 第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 14 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 第 2 条の規定に違反したとき。

(4) 受注者又はその使用人が、検査又は監督に際し、職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 15 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(2) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 第 17 条又は第 18 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(7) 破産、再生手続開始、会社整理又は会社更生手続開始の申立がなされたとき。

(8) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり事業執行が困難となると見込まれるとき。

(談合その他不正行為による解除)

第 15 条の 2 発注者は、受注者（受注者が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員）がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして独占禁止法第 61 条第 1 項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき（当該排除措置命令に係る行政事件訴訟 法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟（以下この条において「抗告訴訟」という。）が提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令（以下「課徴金の納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含み、当該納付命令に係る抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- (3) 公正取引委員会が受注者に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、受注者が抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 公正取引委員会が行った排除措置命令又は課徴金の納付命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「排除措置命令等」という。）において、この契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (5) 排除措置命令等により、受注者等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（排除措置命令等に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該独占禁止法違反行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (6) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対する刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合その他不正行為があった場合の違約金等)

第 15 条の 3 受注者は、この契約に関し、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、発注者に対して違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。ただし、前条第 1 項第 1 号から第 5 号までのうち、決定の対象となる独占禁止法違反行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売である場合、その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

2 受注者は、この契約に関し、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、前項に規定する契約金額の 10 分の 1 に相当する額のほか、発注者に対して違約金（違約罰）として契約金額の 10 分の 1 に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。

3 前 2 項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金を合計した額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

4 前 3 項の規定は、この契約の終了後においても適用があるものとする。

5 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に第 1 項及び第 2 項に規定する違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して当該違約金の額を発注者に支払わなければならない。

6 受注者が第 1 項及び第 2 項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(暴力団排除措置による解除)

第 15 条の 4 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することがで

きる。

- (1) 受注者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 受注者の役員等（羽島市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴排措置要綱」という。）第 2 条第 8 号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (3) 受注者の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。
- (4) 受注者の役員等が、その属する法人等（暴排措置要綱第 2 条第 7 号に規定する法人等をいう。以下同じ。）若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴排措置要綱第 2 条第 6 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用しているとき。
- (5) 受注者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。
- (6) 受注者の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (7) 受注者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 16 条 第 14 条各号又は第 15 条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第 14 条又は第 15 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 17 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 18 条 受注者は、第 7 条第 1 項の規定により業務内容を変更したため、契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき、又は業務の中止期間が契約期間の 2 分の 1 に達したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 19 条 第 17 条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第 20 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) この契約の成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき。
- (3) 第 14 条又は第 15 条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第 14 条又は第 15 条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しないものとする。
（受注者の損害賠償請求等）

第21条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（1）第17条又は第18条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（2）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第12条第3項の規定による契約金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（賠償金、違約金等の控除等）

第22条 受注者がこの契約に基づく違約金、遅延利息及び損害賠償金等を契約金額の支払時までに納付しないときは、発注者は、当該契約金額のうちからその金額を控除し、なお不足するときは更に請求することができる。

2 前項の請求をする場合は、発注者は、受注者から納付期限の翌日から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した延滞金を請求することができる。

（秘密の保持）

第23条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第24条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律等を遵守すること。

（契約以外の事項）

第25条 この契約に定めない事項又はこの契約について疑義を生じたときは、その都度発注者と受注者との協議のうえ定める。